

健康福祉委員会 令和5年9月19・20日
健康政策部 資料39番
所管 生活衛生課

第73号議案 大田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 対象とする条例

大田区旅館業法施行条例

2 改正の背景及び理由

旅館業法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する。

3 改正の内容

新旧対照表（別紙）のとおり

4 施行日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

資料 39 番 別紙

大田区旅館業法施行条例（平成 24 年条例第 15 号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区旅館業法施行条例</p> <p>平成 24 年 3 月 16 日</p> <p>条例第 15 号</p> <p>第 1 条から第 4 条まで （略）</p> <p>（宿泊を拒むことができる事由）</p> <p>第 5 条 法<u>第 5 条第 1 項第 4 号</u>の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>（2） 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>第 6 条から第 13 条まで （略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>	<p>○大田区旅館業法施行条例</p> <p>平成 24 年 3 月 16 日</p> <p>条例第 15 号</p> <p>第 1 条から第 4 条まで （略）</p> <p>（宿泊を拒むことができる事由）</p> <p>第 5 条 法<u>第 5 条第 3 号</u>の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>（2） 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>第 6 条から第 13 条まで （略）</p>